陳　情　文　書　表

受理番号	陳　情　第　１３８　号
件　　名	新潟市情報公開・個人情報保護審査会の迅速な審査と適正な運用を求めることについて
要　　旨	陳情者が平成31年1月28日に審査請求書を提出した最初の審査会は、令和3年6月7日でした。審査請求に関する諮問（答申）があったのは、11月2日です。裁決書はいまだ送付されていません。これでは、情報公開請求をし、その後審査請求書を提出しても、いつになるか分かりません。迅速な対応を求めます。審査請求書が提出されたら、最初の審査会を早期に開催する体制の構築を図ってもらいたい。 また、開示請求した文書が存在しないにもかかわらず、別の文書を開示する案件が多々あり、文書が存在しない場合は、ないと回答するように再三申入れをしているが、聞き入れてもらえなかった。今回の答申でも「一部公開決定は、公開請求に係る公文書が存在しないものと認められることから、これを取り消し、改めて非公開決定すべきである。」としています。別の文書を提出し、市の説明を正当化しようとすることはやめてもらいたい。 よって、以下について陳情いたします。 記 1　審査会での迅速な審査を行うこと。 2　情報公開請求に対しては、市は、公開できる文書はきちんと公開し、存在しない文書は公開しないこと。
付託年月日 委員会	令和3年12月13日　第1項 第2項　総務常任委員会
受　　理	令和3年12月1日　第446号